

広島県告示第二百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によつて、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があつた。

令和二年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名称	主たる事務所 の所在地	事業所の 名称	事業所の 所在地	廃止年月日
社会医療法人里 仁会白龍湖病院 理事長 藤原 恒太郎	三原市円一町二丁 目五番一号	社会医療法人里 仁会 白龍湖病 院	三原市大和町和木 一五〇四番地一	令和元年八月 三十一日
社会医療法人里 仁会白龍湖病院 理事長 藤原 恒太郎	三原市円一町二丁 目五番一号	社会医療法人里 仁会 介護老人 保健施設仁生苑	三原市皆実三丁目 三番二八号	令和元年八月 三十一日
社会福祉法人聖 光みのり会 理 事長 吉田 良	三原市小泉町一〇 四四番地	居宅介護支援事 業所 白滝園	三原市小泉町一〇 六六番地一	平成三十一年三 月三十一日
社会福祉法人聖 光みのり会 理 事長 吉田 良	三原市小泉町一〇 四四番地	訪問介護事業所 白滝園	三原市小泉町一〇 六六番地一	平成三十一年三 月三十一日
社会福祉法人聖 光みのり会 理 事長 吉田 良	三原市小泉町一〇 四四番地	デイサービスセ ンター 白滝園	三原市小泉町一〇 六六番地一	平成三十一年三 月三十一日
社会福祉法人聖 光みのり会 理 事長 吉田 良	三原市小泉町一〇 四四番地	短期入所生活介 護事業所 白滝 園	三原市小泉町一 六番地一	平成三十一年三 月三十一日
社会福祉法人聖 光みのり会 理 事長 吉田 良	三原市小泉町一〇 四四番地	特別養護老人ホ ーム 白滝園	三原市小泉町一 六番地一	平成三十一年三 月三十一日
株式会社なの花 西日本 代表取 締役 宇野 光 裕	大阪府豊中市新千 里東町一丁目五番 三号	なの花薬局 う きしろ店	三原市城町一丁目 二〇番二九号	令和元年一一 月三〇日

株式会社エスマ イル 代表取締役 川本 洋征	広島市西区商工セ ンター六丁目一番 一号	府中元町薬局	府中市元町九番一 号	令和元年六月 一五日
株式会社エスマ イル 代表取締役 川本 洋征	広島市西区商工セ ンター六丁目一番 一号	すみれ薬局	府中市元町四五〇 番地一七	令和元年一〇 月三一日
社会福祉法人古 岩崎 賢太郎	広島市東区東山町 一番九号	デイサービスセ ンター たかや の郷	東広島市高屋町杵 原一八二六番地一	平成三一年二 月二八日
社会福祉法人古 岩崎 賢太郎	広島市東区東山町 一番九号	居宅介護支援事 業所 たかやの 郷	東広島市高屋町杵 原一八二六番地一	平成三一年二 月二八日
社会福祉法人古 岩崎 賢太郎	広島市東区東山町 一番九号	ヘルパーステー ション たかや の郷	東広島市高屋町杵 原一八二六番地一	平成三一年二 月二八日
医療法人齊和會 理事長 天野 幹三	広島市西区東観音 町二〇番一六号	北広島町豊平病 院	山県郡北広島町阿 坂四七〇五番地	平成三一年三 月三一日